

令和 7 年度遊佐町職員採用資格 (初級行政：障がい者対象) 試験受験案内

遊佐町、庄内町及び三川町で組織する庄内地方町村会が実施する職員採用試験です。第 1 次試験は各町が同一日程、同一会場で実施します。なお、第 2 次試験は各町単位で実施されます。

令和 7 年 7 月 1 日

庄内地方町村会

1 試験区分

初級行政（障がい者対象）

2 受験申込み

(1) 受付期間 令和 7 年 7 月 7 日（月）～ 令和 7 年 8 月 1 日（金）

（郵送の場合は 8 月 1 日の消印有効）

(2) 受付時間 午前 8 時 3 0 分 ～ 午後 5 時 1 5 分 ※ 土・日曜日、祝祭日を除く。

3 試験日・試験会場及び合格発表

試 験	試 験 日	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次	9 月 2 1 日（日）	三川町子育て交流施設テオトル 若しくは、三川町役場	1 0 月中旬
第 2 次	1 0 月下旬	第 1 次合格者に通知します。	1 1 月上旬

4 受験資格

○次の全てに該当する者

(1) 昭和 6 1 年 4 月 2 日から平成 2 0 年 4 月 1 日までに生まれた者

（採用時：満 1 8 歳以上 4 0 歳未満）

(2) 高校卒業程度の学力を有する者

(3) 申込日現在、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者

(4) 自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者

(5) 活字印刷文による出題及び口頭による面接に対応することができる者

(6) 通常の勤務時間（原則として週 38 時間 45 分（1 日 7 時間 45 分））に対応できる者

○ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 地方公務員法第 16 条に該当する者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験案内

(1) 第1次試験

■受付時間

開 始：午前9時00分（指定の各部屋で行います。） 終 了：午前9時15分

試 験 科 目	試 験 時 間	試 験 内 容
教 養 試 験	9：30～11：30	職員として必要な基礎的な知的能力（社会的関心と理解、言語的な能力、論理的な思考力）について出題
職場適応性検査	11：50～12：10	職場への適応性を、職務や対人関係に関連する性格の面から検査します。

※専門試験は実施しません

(2) 第2次試験

第1次試験の合格者に対し、作文試験、人物試験及び身体検査等を行います。

人物試験は面接により行い、身体検査は直接行わず、健康診断書の提出に代えます。

6 受験手続

申込用紙の請求	●遊佐町役場総務課総務係で配布します。 ●郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用資格試験（初級行政：障がい者対象）受験申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封してください。（郵便番号を必ず記入してください。） ●遊佐町役場ホームページ（http://www.town.yuza.yamagata.jp/）からもダウンロードできます。
申 込 方 法	●提出先：遊佐町役場総務課総務係 ●提出書類 ①必要事項を記入した受験申込書 ②障害者手帳の写し ③受験票送付用封筒 （定形封筒に110円切手を貼り郵送希望先を記入したもの） ●提出方法：お持ちいただくか郵送としてください。 （郵送の場合は、封筒の表に「職員採用試験受験申込」と朱書きし、<u>必ず一般書留郵便</u>としてください。） ●インターネットによる申込は、受付しておりません。 ●受験申込書を提出の際は、受験票に顔写真を貼る必要はありません。 受験当日まで申込前3箇月以内に撮影した本人の写真を受験票に必ず貼ってお持ちください。写真がない場合は、原則として受験できません。
受験票の交付	●申込者には受験票を交付します。9月1日（月）までに到着しない場合は、遊佐町役場総務課総務係までお問い合わせください。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は遊佐町の採用候補者名簿に登録され、町の採用事情により任命権者の選考によって採用が決定されます。
- (2) 採用時期は令和8年4月1日ですが、採用事情により同年4月2日以降になる場合もあります。なお、勤務開始（採用）月日は相談のうえ決定することも可能です。
- (3) 採用後の身分及び待遇等については、遊佐町役場総務課総務係にお問い合わせください。

8 その他

- (1) 申込み等についてのお問い合わせは、遊佐町役場総務課総務係へお願いします。
- (2) 試験当日は、受付時刻までに余裕をもっておいください。試験開始以後にきた人は原則として受験できません。
- (3) 受験の際は、受験票（写真貼付）及び筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）を持参ください。解答用紙への記入は、全てHBの鉛筆を使用することになります。シャープペンシルの使用は不可とします。
- (4) 受験票を紛失した場合は、直ちに申し出てください。
- (5) 試験結果についてのお問い合わせには、応じることができません。

ただし、受験者本人に限り試験結果の情報を開示いたします。本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）をお持ちください。

なお、開示請求可能期間は、第1次試験、第2次試験のそれぞれの合格発表の日から1箇月間です。

また、合格者への試験結果の開示は行っておりません。

■お問い合わせ先

遊佐町役場 総務課総務係

〒999-8301

山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202 番地

電話：0234-72-5880（直通）

e-mail:somu@town.yuza.lg.jp